# 「先生がどの

# 能性があったので録音したのです。」(大学当局) ありました。そこで、教職員が直接聞くこととなり、 ような発言を学生にしているのかを調査する必要が

実況中継

明治学院大学事

寄川条路(よりかわ・じょうじ)

了、文学博士。現在、明治学院大学教養教育セン ター教授。専攻は哲学・倫理学。著書に「大学にお ける〈学問・教育・表現の自由〉を問う」(法律文化 社、2018年)、「ヘーゲル――人と思想」(晃洋書房 2018年)、筆名(紀川しのろ)で『教養部しのろ教 授の大学入門」(ナカニシャ出版、2014年)など。

# 「明治学院大学事件」とは

揺るがす大事件となり、 ける学問・教育・表現の自由の根幹を である。この事件はその後、大学にお を告発した教授を解雇した事件のこと 教授に無断で授業を録音し、 明治学院大学事件とは、 裁判所によ 大学当局が 無断録音 つ

のたび、 教育・表現の自由〉を問う』(法律文 その後の状況について報告しておきた るブックレット『大学における〈学問・ あるとの判決が下されるに至った。こ て大学当局による教授の解雇は無効で 二〇一八年) 判決までの事件の概要を伝え が刊行されたので

授業を盗聴されたうえ「職務態度に問 題がある」との理由で解雇されていた。 明治学院大学では、 教養科目を担当する別の教員もまた 授業を調査する

組織を守るための 授業録音と教科書検閲

学生の答案用紙を抜き取って検閲した 開されていますので」というのが、 ための盗聴ばかりか、大学の教育理念 付を禁止したりしていた。 り、プリント教材を事前に検閲して配 うに、授業で使う教科書を検閲したり であるキリスト教主義を批判しないよ 「大学の慣例では、 授業もテストも

学は、授業を盗聴され秘密録音された 提訴した。訴えによると、明治学院大 地位確認を求めて東京地方裁判所に 為を告発したために解雇された教授が

二〇一六年一二月、大学の違法行

事件の概要を説明しておく。

た。大学の組織的な違法行為を告発し ことを告発した教授を懲戒解雇してい

て解雇されたのは、

教養科目の倫理学

と同様、 を解雇してきた。そこで、 ぐって争われることになったのである 解雇した「目黒高校事件」(一九六五年) 教授が裁判所に地位確認の訴えを起こ 「名誉を毀損された」との理由で教授 業の無断録音を公表すると、大学側は したので、授業を秘密録音して教員を ところが、 では、 学問・教育・表現の自由をめ 事件の詳細を見ていこう。 教授が大学当局による授 解雇された

を守るために行ったとのこと。この点 れており、今回の秘密録音も大学組織

について副学長はつぎのように語って いる。「組織を守るための一つの手段

音テープを本人に無断で使用していた。

大学当局によれば、明治学院大学

では授業の盗聴が

「慣例」として行わ

授業を盗聴して秘密録音し、

授業の録

を担当する教授で、大学当局が教授の

局の主張だ。

特集 壊れゆく大学

何も問題ないです」

として録音が必要だったわけですから

### 明治学院大学 「授業盗聴」事件の詳細

りと忍び込んでいく。教授が話し始め 査するように指示された職員がこっそ 生が集まっていた。そこに、授業を調 授業を聞くため横浜キャンパスでもつ データをICレコーダーにダビングし 授業が終わると、職員はスマホの録音 スマホを使って教授の発言を録音する。 ると、職員はあらかじめ用意していた とも大きな七二○教室に二○○人の学 二〇一五年四月、春学期一回目の これを調査委員会に手渡すのであ

に対し、 反対すると語っていたのか」と、詰問 の録音があることは隠したまま、 象の教授を呼び出して尋問する。 していく。その後、調査委員長が尋問 の結果を教授会に報告して、 しされた反訳を読んだうえで、 調査委員は録音を聞き、テープ起こ 「授業の中で、大学の方針に その教授 調査対 教授 授業

75

大学の伝統的なやり方である。 を処分するのである。これが明治学院

おく。

弁護士がしっかりしていて、大学執行

部や調査委員会に事前に指示を出して

録音をする。 られることもない。 らないので禁止されてはいないし罰せ は、盗聴も秘密録音も違法行為とはな のところで盗聴行為を繰り返して秘密 大学当局は、法に触れないぎりぎり 日本の法律では、民事で このあたりは顧問



明治学院大学

というのが、大学当局の見解だ。 説明する必要も開示する義務もな 示することもしない。「録音につい ければけっして事実を認めることはな 治学院大学では、法的な対応にはぬか 17 がばれたとしても、裁判にでもならな りがない。 し、ましてや録音者や録音資料を開 慣例的に授業の盗聴を行ってい たとえ盗聴行為や秘密録音 うる明 て

学院大学ではこれを「がれき集め」と 判で負けるという顧問弁護士のアドバ ことにして、 は懲戒処分にしたかったのだが、 できるように注意を重ねていく。 を批判した程度で懲戒処分にすると裁 いたとして教授を厳重注意する。 授業の中で大学の運営方針を批判して イスに従って、 二〇一五年一二月、明治学院大学は つぎの機会に確実に解雇 とりあえずは注意した 大学 明治 本当

> 定して訴えようとしたのである。 教室に忍び込んで録音していた者を特 の名前を公表して大学当局を告発する。 れたので、授業を無断録音された教授 と話は展開していく。厳重注意がなさ ところが、 録音テープを使用した調査委員長 ここから予期せぬ方向

調査委員長のことばを録音していた。 授業を録音した」のだという。 複数いて、教授もその一人だったから、 ると、「大学の方針に反対する教員が 調査委員長のところに行った学生によ 分けをして情報収集に出かけていく。 大学当局による授業の盗聴と秘密 大学の不正行為を知った学生は、 学生は 手

授に訂正と謝罪をさせようとしてきた き告発をしたので、大学側は当該の教 たかも不正行為にかかわったかのごと 正当なものであると言い逃れをしてき 録音が学生たちのあいだにも知れ渡る と、大学は開き直って、授業の録音は にもかかわらず、 あわてて火消しに走ったため、 調査委員長があ

上した。 学を非難したりするに至り、事態は炎 学生たちが教授を支援したり、

懲戒解雇したのである。 月になって録音行為を告発した教授を は理事会が出てきて、二○一六年一○ を教授が公表しようとすると、 罪」だと非難していた。この調査結果 と、多くの学生が大学の盗聴行為を「犯 教授が行ったアンケート調査による ついに

顧問弁護士からの助言もあり、 いので裁判では認められないという ところが、懲戒解雇はハードルが ルの低い普通解雇を抱き合わせに

雇が無効だとしても、

一億円から一億

雇の理由は何もなかったから、 になっていた。 義を批判する不適切な教員ということ まにか、明治学院大学のキリスト教主 教授を解雇することした。 普通解 いつの

ても、 年までの賃金の半分を支払えばよいか 治学院大学の浅はかなところだ。 済むものと予想していた。ここが、 いだろうと考えて、たとえ裁判になっ 顧問弁護士と相談した副学長は、「定 理事会は、まずは解雇しておけばよ 八千万円から九千万円くらい、解 どうせ民事だから金さえ払えば

> てきた。 豪語していた。こんな生々しい話も 億円を超える明治学院らしい話にな しっかり録音されていて、 数千万円の和解金を支払えば済む」 資産が一千 つ

払っていた。 解雇した職員に数千万円の解決金を支 ○年にも不当解雇裁判で敗訴しており、 治学院には「前科」があって、 弁護士にはよく知られた話だが、 さて、二〇一六年一〇月、 労使双方か  $\frac{1}{0}$ 解雇さ

審判を申し立てたところ、 れた教授が東京地裁に地位確認の労働 らなる労働審判委員会は、 すぐさま解

地平からマルタ現代中国のマ 地 平 ル クスの復権をさぐる クス主義研究の第一 人者 張一兵が、 現代思想の

教育基本法の不当な支配には当たらず、

裁判所は、授業の無断録音は、

教授の研究活動を侵害し自由な教育の

機会を奪うものではないと判断した。

立となった。そこで、二〇一六年一二 雇を無効として教授の復職を提案した て提訴したのである。 大学側が拒否したため和解は不成 教授が東京地裁に地位確認を求め

があり、 提示するものの、大学側が謝罪を拒否 二〇一八年四月、 事件にかかわった被告三名の証人尋問 は違法であるとの判決が下ったのであ ついに、二〇一八年六月二八日、解雇 撤回と無断録音の謝罪を和解案として したので和解は不成立となる。そして て書面が提出されたのち、原告一名と 原告と被告の双方から数回にわたっ その後、 東京地裁は、解雇の 和解協議に入った。

### 明治学院大学 「教員解雇」事件の判決

ぎのとおりである。 「明治学院大学事件」の判決文は、 つ

原告が被告に対して労働契約上の

確認する。 権利を有する地位にあることを

被告は、 を支払え。 みまで年五%の割合による金員 八年一〇月二三日から支払い済 一四円及びこれに対する平成二 原告に対し、三三万二七

 $\equiv$ 支払え。 被告は、原告に対し、平成二八年 る各支払期日の翌日から支払済 九万八七〇〇円及びこれに対す 定の日まで、毎月二二日限り、 まで年五%の割合による金員を | |月二二日からこの判決の確 六

匹 却する。 原告のその余の請求をいずれも棄

五 訴訟費用は、これを一四分し、 の五を原告の負担とし、 被告の負担とする。 その余 そ

解雇無効なので教授の地位を認め、 と三で賃金を認めたが、 判決内容を簡単に解説すると、 四の慰謝料は \_\_\_\_

> 認めないというもので、 七割勝訴である。 の負担割合からわかるように、原告の 五の裁判費用

だった。 働契約法の解雇権を濫用したものだか いから慰謝料は認めない、 めたものの、授業の無断録音は教授の ら無効であり、 人格権を侵害するものとまではいえな 結論としては、大学による解雇は労 教授の地位と賃金は認 というもの

Winter 2019 Situation

ようとしたこと)について、就業規則 ③無断録音について学生にアンケー 授会の謝罪要請に応じなかったこと、 学は教授の四つの行為 会の要請が教授の認識に反する見解を 性は認めたものの、 落ち度があるとして就業規則への該当 裁判所は、①と②について、教授にも の懲戒事由に該当すると主張していた。 調査をしたこと、④調査結果を公表し した教員の氏名を公表したこと、②教 ついて何ら説明していないこと、教授 まず、懲戒解雇について見ると、 大学が録音行為に (①録音に関与

視して、解雇を無効と判断した点は評 教授の自由が保障されていることを重 意味がある。 するといった不寛容を許さないという 教育理念を批判したりしただけで解雇 価できる。大学の組織運営に対する反 対の意見を表明した教授の解雇につい 対意見を表明したり、 点に不満が残った。 重視するあまり慰謝料請求を否定した に初回授業のガイダンスであった点を と認めながらも、 を録音することは不法行為を構成する 一般論として教授に断ることなく授業 判決の意義としては、大学当局に反 裁判所が大学教授に憲法二三条の しかしながら、 本件では録音がおも 大学が標榜する 裁判所が

## 五 「明治学院大学事件」の現在

運営のための権限の範囲内において行

われたから適法だという。

以上の理由

のものではないし、録音は大学の管理

や教育の具体的な内容を把握するため たガイダンス部分であったから、研究 格権が侵害されたと主張したが、 教授は無断で授業を録音されたから人

大学

が録音したのは一回目の授業で行われ

通解雇には該当しないと判断した。

そして、

慰謝料請求について見ると、

聴取もされていないし、 教科書のキリ 動もそれほど重大なものではなく意見

スト教批判も風刺と理解できるから普

大学は教授の授業における言動やキリ

して主張したが、裁判所は、教授の言 スト教を批判する教科書を解雇理由と 解雇には該当しないと判断した。 表明させるものであることから、

つぎに、

普通解雇について見ると、

東京高裁に控訴した。ついで、 裁に控訴した。 教授も慰謝料の支払いを求めて東京高 大学は、東京地裁の判決を不服として 二〇一八年七月、被告の明治学院 こうして、 双方が控訴

> 判所から和解案の提示があり、 なるのか、まだまだ予断を許さないの 二連勝なのだが、高等裁判所ではどう 職の提案がなされ、地方裁判所では解 よっては和解協議に入り、場合によっ 審理されることになった。二〇一八年 なるのか、 雇無効の判決が下されたので、 ては判決が下されることになっている。 一二月現在も係争中であり、近々、裁 これまでのところ、労働審判では復 これからも裁判を注視していきた 本件はひきつづき高裁にて そして最高裁判所ではどう 教授の 場合に

出版も始まった。第一弾『大学におけ 至るまでの事件の概要、法学者による たい。東京地裁による解雇無効判決に 件の全貌がわかるので、 律文化社、二〇一八年)を読むと、事 る〈学問・教育・表現の自由〉を問う』(法 できるが、それとは別に、裁判記録の 裁判記録は裁判所で閲覧することが 判決文およびその解説を収 ぜひ参照され

79

論文集や大学側の証言集などの刊行がた全実録である。つづいて、法学者の 予定されている。

お届けしたい。 最後に、明治学院大学の最新情報を

学生による「人気授業ランキング」で 学の教授を解雇した。解雇されたのは、 解雇し、大学を批判したといって倫理 度が悪いといって言語文化論の講師を ントも削減する方針を打ち出してきた。 **入学当局は、これに合わせて、** も増加する決定をしたにもかかわら 理事会は、学生定員を一五パー 教養科目の担当教員は二〇パーセ 授業態 セン

> 一位と二位の教員であった。 人件費の削減に貢献したセンター

学長と学部長に昇格し、 授も解雇された。 や私刑や制裁」を告発した、哲学の教 長と主任教授は、その功績によって副 日常的に横行している「非公式の懲罰 バーに抜擢された。その後、大学内で キリスト信者にもなって理事会のメン いつのまにか

授たちはひたすら自らの保身だけを考 「明学プレス」によると、「大学を追わ に首を切られるのはだれだろうか。教 れた教授は多数いる」とのこと。つぎ 明治学院大学のニュースメディア

> ていて、 明会も、 もたくさんいるようだから、その声も たという。 だそうだ。だが、キャンパス移転の説 え、首を縮めて声を押し殺している。 けで動いているのが露見しただけだっ この大学は何から何まで人間の思惑だ 科まで作ってキリスト教を宣伝するの ンパスを移転し、新学部にスポーツ学 しだいに大きくなってくるのだろう。 理事会のほうは、浮いたお金でキャ 一部の人間の利得だけで動い しかも内容が幼稚で杜撰すぎ 学内には憤慨している教員

学問·教 育・表現の自由) 寄川条路[編] 小林節·丹羽徹·志田陽子·太期宗平 [著] を問う

「明治学院大学事件」の概要、裁判所への法学者による意見書、判決文の解説を収録した全実録。 本来「学問・教育・表現の自由」が保障されるはずの大学界への教訓として公刊。

> A5判94頁 定価926円+税

〒603-8053 京都市北区 上賀茂岩ヶ垣内町71 電話:075-791-7131 FAX:075-721-8400